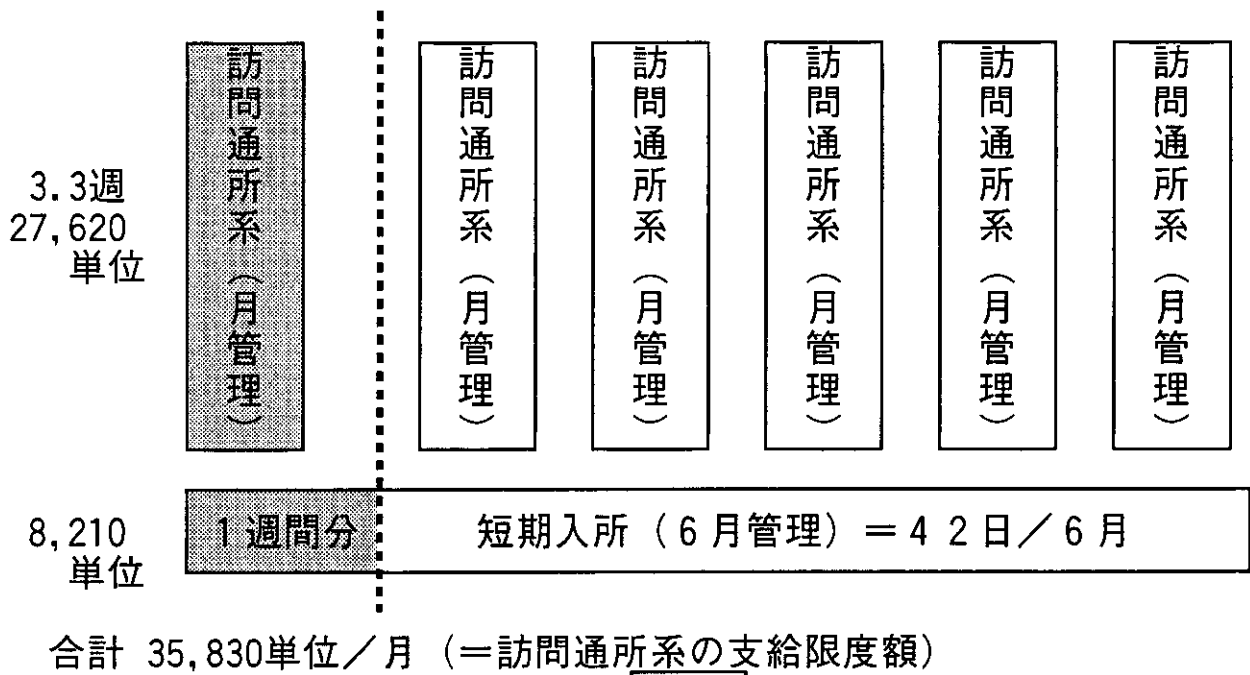


(参考資料)

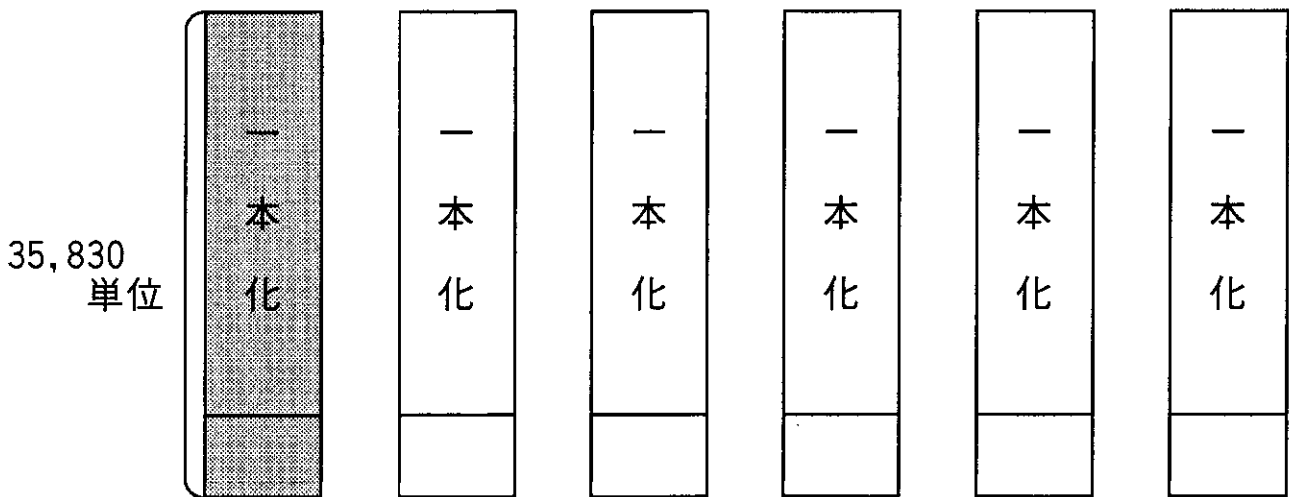
(参考1)

支給限度額の一本化のイメージ

【現行の支給限度額：要介護5】



【一本化された支給限度額：要介護5】



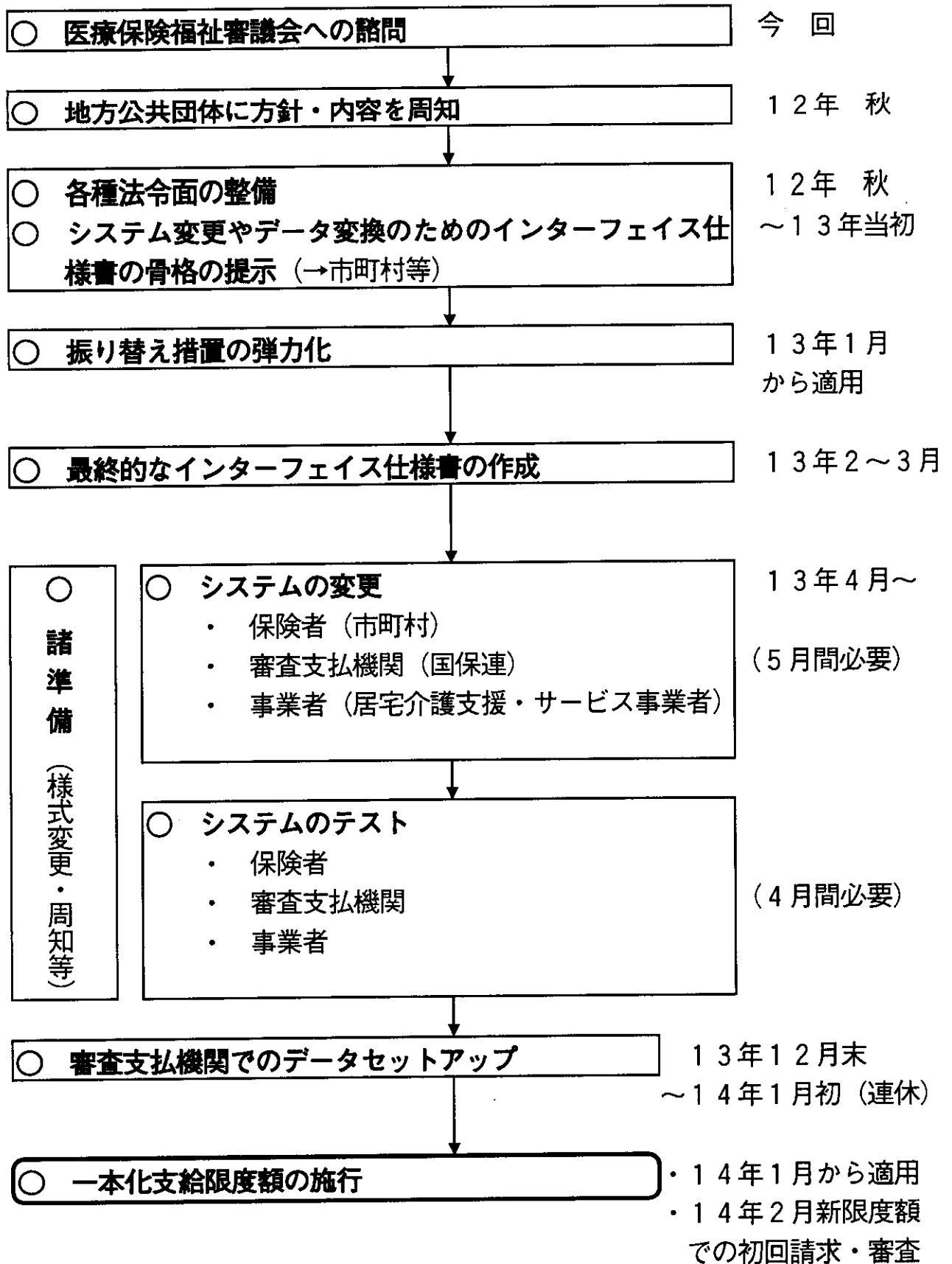
- ※ 短期入所サービスの利用が施設入所の助長につながらないように、
- (1) 短期入所サービスの連続した利用は30日まで、
- (2) 短期入所サービスは6か月でそのおおむね半数を超えないようにす
 といった歯止めを設けつつ、ひと月に短期入所サービスをどの程度利用
 するかは、利用者の選択に委ねる。

●一本化後の支給限度額をもとに短期入所サービスのみ利用した場合 / 1月

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用可能日数 / 月	6.4日	16.8日	18.8日	24.1日	27.1日	30日

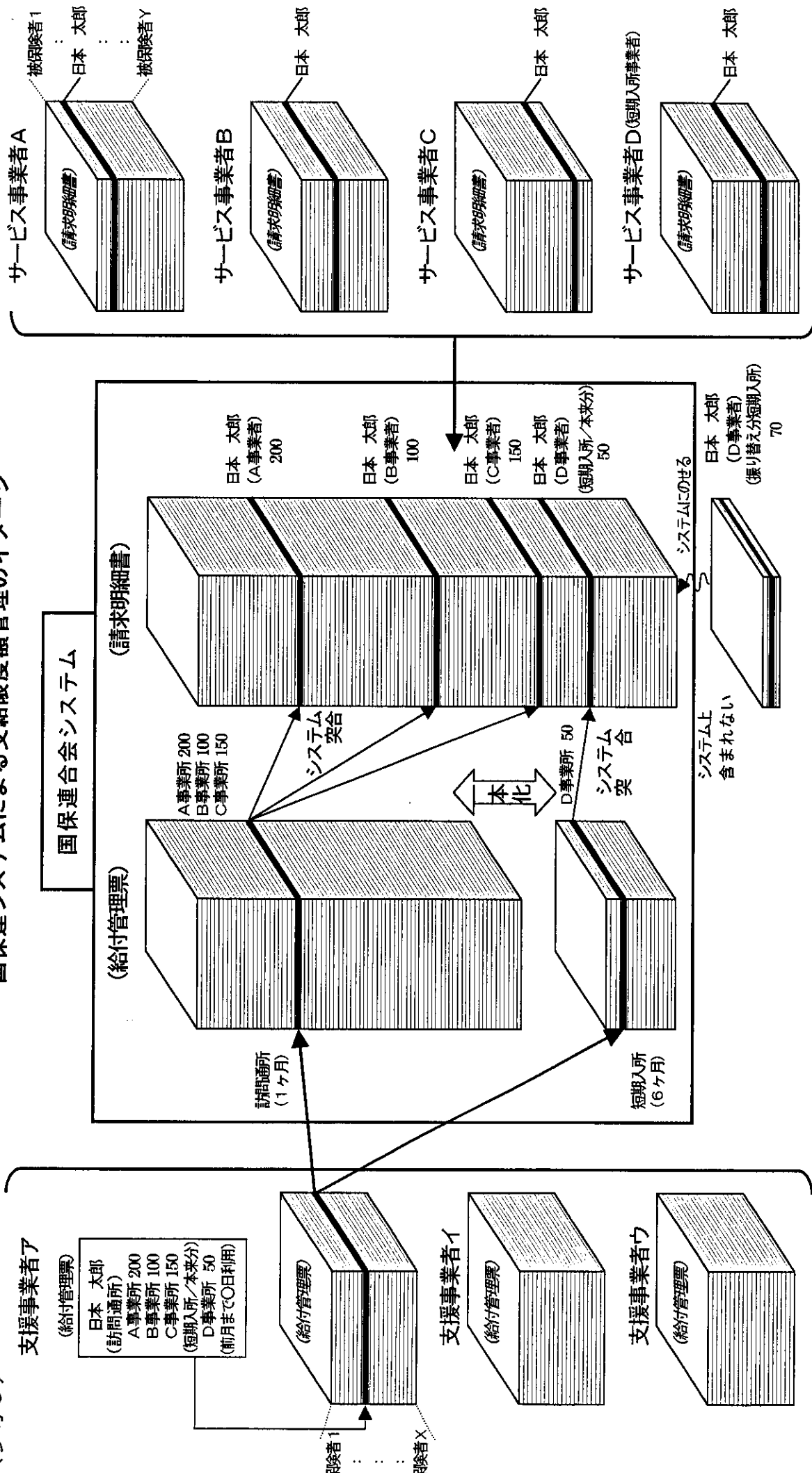
(注) 短期入所サービスのうち、平均的なサービス単価をもとに算出。

(参考2) 今後の支給限度額一本化までのスケジュール



(参考 3)

国保連システムによる支給限度額管理のイメージ



- ① 審査支払では、被保険者ごとに給付管理票と請求明細書情報を区別してサービスを受給状況を名寄せして突合し、複数事業所の複数のサービスの利用が支給限度額の範囲内にあるかどうかの処理を行う必要がある。この処理を大量かつ支払時期に間に合うように行うためには、システム処理することが不可欠。
(参考) 東京都の7月審査受付件数：給付管理票 14万件 請求明細書 44万件
- ② 現在、振り替え分短期入所はシステム処理されていないが、支給限度額の一本化により、他のサービスを合わせて給付管理票情報と突合して、支給限度額内のサービスであるかどうかをシステム処理することとなる。
- ③ 国保連ではなく、市町村で審査支払業務を行うこととした場合には、事業者が所在地の国保連に送っていた給付管理票・請求明細書を被保険者ごと保険者別に仕分けして送付する必要があるとともに、市町村においても①で述べた業務を行うための独自のシステムの開発等が必要となる。

(参考4) 介護保険制度施行直前のショートステイに関する利用者の意見と利用状況について

(1) 施行直前のショートステイに関する利用者の意見

厚生省では、介護保険制度施行前に、「介護保険：御意見大募集」と題して、広く国民から介護保険制度に関する意見等を募集したところ、ショートステイに関するものが最多であった。

(主な要望の内容)

○訪問・通所サービス区分、短期入所サービス区分ごとの利用枠の上限を撤廃し、特にショートステイについて各要介護度の枠内で介護サービスの各メニューの組み合わせが自己の状況に応じて選択できるようにしてほしい。

(2) ショートステイ利用者の他のサービス利用状況について

ショートステイに関する意見が多数寄せられたことから、厚生省でショートステイの利用状況を全国の複数の市町村に対して行った緊急調査結果によると、ショートステイを多く利用している者(全90事例)は、ショートステイのみを利用する者が大半であり、他のサービスの利用は少なかった。

ショートステイ以外のサービスを利用していない者の割合

訪問介護	訪問看護	訪問入浴	通所介護	通所リハビリ
69%	84%	99%	33%	79%

(注)通所介護については、約2/3が利用していたが、このうち2/3が週1回の利用であった